「お年寄り世帯見守りたい」について

「○○しなければならない」という活動ではございませんが、日々の活動の参考に

していただければと思います。活動は長く、気にかけ続けてください。

**〈お年寄り見守りたいＱ＆Ａ〉**

Qどんな方を見守ればいいの？

A町内に在住する、おおむね６５歳以上の高齢者で、たい員の自宅周辺のご近所の

高齢者が対象です。

Qおおむね６５歳はどのように把握するのですか？

A見た目で見守りが必要だと思われる高齢者を見守っていただければ結構です。

Q見守りはどういうふうに進めればいいの？

A生活に負担のない程度で結構です。無理のない範囲で、日常のあいさつや訪問、

遠巻きの見守りでも構いません。

Ｑ必ず訪問をしなければならないのですか？

Ａ最近見かけなくなったなど、必要に応じて訪問をしていただければ結構です。

基本は、普段どおりの声かけ（あいさつ）とさりげない見守りが中心となります。

　声かけなどからのコミュニケーションづくりになればと思います。

　中学生は訪問をせず、声かけを中心に活動してください。

Qたい員はどんなことをすれば良いの？

A見守っていて異変を感じたときに、区長や班長などへ連絡してください。

　（中学生なら、まず、自分の家族に伝えてください。）

Q異変ってなに？

Aたとえば、＊新聞が溜まっている　　＊しばらく雨戸が空いていない

　　　　　　＊洗濯物が干したままになっている　　＊最近、見かけない

　　　　　　＊慣れた道でも迷っている

　などが挙げられます。見守りのスタイルに合わせて、確認できることで結構です。

Q異変を感じたら、どこに連絡をしたらいいの？

Aまず、たい員が住む地区の区長や班長に伝えてください。

緊急の場合は、状況を正しく確認し、警察署や消防署、地域包括支援センターや

役場福祉課などに連絡してください。

Ｑたい員証の携帯は義務ですか？

Ａ原則、たい員証の携帯をお願いします。自宅を訪問する際は、必ず携帯ください。

Ｑたい員証の他にベストなどは配布しないのですか？

Ａたい員証のみとなります。

Ｑ民生委員や社会福祉協力員も見守りをしていますが、その違いは？

Ａ民生委員などの見守りは、特定の方を定期的に見守りますが、このたい員の見守り

は、不特定の方を日常生活の中で、自分の生活に負担のない程度で見守っていくやり方です。

Ｑもし活動中に怪我をしたらどうするのですか？

Ａ伊奈町総合災害補償規程に基づき対応します。

Ｑボランティア保険などへの加入は行わないのですか？

Ａたい員それぞれ無理の無い範囲で行っていただく活動ですので、加入は行いません。

Ｑ見守られる側も登録が必要では？

Ａ要援護者の登録と重複することになり、個人情報の取り扱いもありますので、登録は考えておりません。

Ｑなぜ、たい員は中学生以上なのですか？

Ａ体力面や社会常識を身につける年齢であると判断したからです。

Ｑ見守りの対象は、なぜ６５歳以上なのですか？

Ａ社会通念上、高齢者の対象は６５歳以上（前期高齢者）となっているためです。

　現実は、現役で働いている方も大勢いますので、見守る側に回ってください。

《参考》

　・伊奈町地域包括支援センター　（０４８－７２０－５６５６）

　・伊奈町消防署　（０４８－７２２－８１１１）

　・上尾警察署　（０４８－７７３－０１１０）

**担当・問合せ　　伊奈町福祉課総合福祉係**

**電話　048-721-2111　（内線2125、2126）**

